記載例（第20号様式）

・この申告書は、仮決算に基づく中間報告、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用します。

・所在地
本店の所在地を記載します。2以上の市町村に事務所を有する法人が、当該市町村内に支店等のみを有する場合は、主たる支店等も併記してください

・法人名
提出時の法人名を記載します。被合併法人に係る申告の場合、合併法人名も併記します

・代表者氏名印
提出時に法人の代表者氏名を記載します

◆税率　法人税割

資本金等の額	事業年度	
	令和元年9月30日以前に開始	令和元年10月1日以後に開始
3千万円超～	12.1%	8.4%
3千万円以下	9.7%	6.0%

◆税率　均等割

資本金等の額（保険業法に規定する相互会社は、純資産額として政令で定めるところにより算定した金額）	市内従業者数合計	年額
50億円超	50人超	3,600,000円
10億円超～50億円以下	50人超	2,100,000円
10億円超	50人以下	492,000円
1億円超　10億円以下	50人超	480,000円
	50人以下	192,000円
1千万円超　1億円以下	50人超	150,000円
	50人以下	130,000円
1千万円以下	50人超	120,000円
上記に掲げる以外		50,000円

～均等割の税率区分の基準の改正～
「資本金等の額」が「資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「出資金の額」に満たない場合は、当該合算額または出資金の額が均等割の税率区分の基準となります

受付印

※処理事項　発信年月日　通信日付印　確認印　整理番号　事業所　管理番号　申告区分

令和　年　月　日　苫小牧市長　殿

法人番号　申告年月日　年　月　日

第二十号様式（提出用）

所在地（本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記）　（電話　）

この申告の基礎　1 法人税の修正申告書の提出による。　年　月　日　2 法人税の更正・決定・再更正による。　年　月　日

事業種目

（ふりがな）法人名

期末現在の資本金の額又は出資金の額　兆　十億　百万　千　円

期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

（ふりがな）代表者氏名　（ふりがな）経理責任者氏名

期末現在の資本金等の額

年　月　日から　年　月　日までの事業年度分又は連結事業年度分の市町村民税の申告書　※

摘要		課税標準	税率（/100）	法人税割額
（使途秘匿金税額等）法人税法の規定によって計算した法人税額	①	（　）		
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②			
還付法人税額等の控除額	③			
退職年金等積立金に係る法人税額	④			
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額　①+②−③+④	⑤			
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額　（⑤/㉓）×㉔	⑥			
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑦			
税額控除超過額相当額の加算額	⑧			
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑨			
外国の法人税等の額の控除額	⑩			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑪			
差引法人税割額　⑤−⑦+⑧−⑨−⑩−⑪又は⑥−⑦+⑧−⑨−⑩−⑪	⑫			
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑬			
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑭			
この申告により納付すべき法人税割額　⑫−⑬−⑭	⑮			
均等割額　算定期間中において事務所等を有していた月数	⑯	月　円×（⑯/12）		⑰
均等割額　既に納付の確定した当期分の均等割額				⑱
均等割額　この申告により納付すべき均等割額　⑰−⑱				⑲
この申告により納付すべき市町村民税額　⑮+⑲				⑳
⑳のうち見込納付額				㉑
差引　⑳−㉑				㉒

開発与税理士名

当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等		分割基準		
名称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業者数	左のうち当該市町村分の従業者数	当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数
			人	人
合計		㉓　人	㉔	㉕

指定都市に申告する場合の⑰の計算

区名	事務所コード	月数	従業者数	均等割額
			人	円

決算確定の日	年　月　日	法人税の申告書の種類	青色・その他
解散の日	年　月　日		
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	年　月　日	翌期の中間申告の要否	要・否
法人税の課税標準となる資本金等の額又は連結総個別資本金等の額	円		
この申告が中間申告の場合の計算期間	年　月　日から　年　月　日まで	法人税の申告期限の延長の処分の有無	有・無
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行　支店　口座番号（普通・当座）		
還付請求税額	円		
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額			

～電話

・法人番号
平成28年1月1日以後に開始する事業年度分の申告から、マイナンバー制度による法人番号（13桁）を記載します

・この申告の基礎
法人税に係る修正申告、更正、決定又は再更正を基礎にして修正申告をする場合に記載します

・前期末現在の資本金の額又は出資金の額
・前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額
・前期末現在の資本金等の額
法第292条第1項第4号の5イ、ニ又はホ（政令第45条の5において準用する政令第6条の25第1号に定める金額に限る）に定める額を記載します

・当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等
・分割基準
2以上の市町村に事務所等を有する法人が従たる事務所等所在地の市町村長に提出する場合に記載します

・当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数
算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載します

・法人税の申告期限の延長の処分の有無
法人税法第75条の2第1項又は第81条の24第1項の規定により、法人税の確定申告書の提出期限が延長されている法人及び連結法人は「有」、それ以外は「無」を○で囲みます